

福岡県地域少子化対策重点推進交付金(国の平成31年度当初予算分)所要額調

市町村名	総事業費	寄付金 その他の収入額	差引額	対象経費 支出予定額	基準額 (優良事例の 横展開支援事業)	基準額 (結婚新生活 支援事業)	基準額合計	交付金 所要額	備考
	A	B	C(A-B)	D	E	F	G(E+F)	H	
川崎町	千円 2,400	千円 0	千円 2,400	千円 2,400	千円	千円 2,400	千円 2,400	千円 1,200	

- (注) 1 B欄には、交付要綱第3条にいう寄付金その他の収入額を記入すること。
2 E欄及びF欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。
3 H欄には、C欄とD欄を比較して少ない方の額に別添表に定める補助率を乗じた額(千円未満切捨て)と、G欄を比較して少ない方の額を記入すること。
ただし、H欄について、上記金額に比して各自治体の個票の合計額の方が少ない場合にはその額を記入すること。
4 「備考」欄には、結婚新生活支援事業を実施する際には支給見込世帯数、変更交付申請の際には当該変更部分が分かる字句を記載すること。
5 金額がない場合には「0」を記入すること。

福岡県地域少子化対策重点推進事業（国の平成31年度当初予算分）実施計画総括表

市 町 村 名	事業一覧			所 要 見 込 額
	1 優良事例の横展開支援事業		2 結婚新生活支援事業	
	(1) 結婚に対する取組	(2) 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組		
川崎町			川崎町結婚新生活支援事業	(1,200千円) 2,400 千円

(注)
1 「事業一覧」には、各事業実施計画書に記入した個別事業名を記入すること。
2 「所要見込額」には、市町村事業の計画全体の対象経費支出予定額を記入すること。交付金所要額を上段括弧書きすること。

福岡県地域少子化対策重点推進事業（国の平成31年度当初予算分）実施計画書（市町村分）

市 町 村 名	(川崎町)		
事 業 名	川崎町結婚新生活支援事業	所要見込額 ※(注) 1	2,400 千円
実 施 期 間	交付決定日 ～ 平成32年 3 月31日		
地域の実情と課題 （これまでの市町村における少子化対策の取組全体及びその効果検証等から浮かび上がった地域の実情と課題について記述） ※(注) 2	川崎町においては、県とも連携しつつ、「雇用」や「定住促進」、「結婚・出産・子育て」、「安全・安心の快適な暮らし」の分野における取組を重点的に進める「川崎町総合戦略」を平成27年度に策定し、計画的な取組を進めているところである。 「地方創生に関する住民アンケート」（調査対象：町内在住の20歳以上の方、調査期間：平成27年 7 月、調査方法：郵送法、有効回収率：16.4%）によると、結婚していない理由として「家族を養うほどの収入がない」との回答が22.1%、理想的な子どもの数を実現するための障害として「子育てや教育にお金がかかりすぎる」との回答が68.6%という結果が出ており、経済的支援が独身者の結婚を後押しするのに有効と考えられる。 本町では、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりとして、平成28年度から結婚新生活事業費補助金を活用し、「新婚向け住宅の各種支援」を行い、新婚世帯の移住定住を促進するため敷金等の一部を補助している。 しかしながら、本事業については平成28年度の制度開始以降、支給見込世帯数に比して支給申請が低調な状態が続いているところであり、より幅広く制度の周知を図ることが必要である。		
市町村における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付け ※(注) 3	川崎町総合戦略においては、川崎町における若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりを基本的な目標とし、「魅力ある教育環境の構築」と「若い世代における生活支援の強化」を基本戦略としている。また、施策の内容として ①結婚に向けた環境整備 ②子育て環境の整備の取組を行うこととしている。 本事業については、上記取組の①に位置づけられる。		
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注) 4	本事業については、川崎町総合戦略において掲げる数値目標のうち、 合計特殊出生率1.63 (H26) →1.70 (H31) とする。		
参考指標 ※(注) 5	婚姻数(H29年度) 61件 婚姻率(H29年度) 3.6‰ 出生数(H29年度) 113人 出生率(H29年度) 6.6‰		
事業内容	1 優良事例の横展開支援事業		所要見込額 0 千円
	(1) 結婚に対する取組		所要見込額 0 千円
	個別事業名		所要見込額 0 千円
	個別事業名		所要見込額 0 千円
	(2) 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組		所要見込額 0 千円
	個別事業名		所要見込額 千円
	個別事業名		所要見込額 千円
	2 結婚新生活支援事業		所要見込額 2,400 千円
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無 ※(注6)		「有」とした場合の事業名	

(注)

- 1 「所要見込額」には、本交付金の対象経費支出予定額を記入すること。
- 2 「地域の実情と課題」には、これまでの市町村における少子化対策の取組全体及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情と課題について記載すること。
- 3 「市町村における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付け」には、地域の実情及び課題を踏まえた、市町村における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付けを記載すること。特に、本事業により、地域の課題がどのように解決されるかについて記載すること。
- 4 「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、地域の実情及び課題を踏まえ設定した、市町村の少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各市町村は少なくとも平成31年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施し、都道府県にその結果を報告すること。
- 5 「参考指標」には、各市町村の婚姻数、婚姻率、出生数、出生率のほか、その他参考となる指標を記載するとともに、毎年、その推移を報告すること。
- 6 「上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無」は、地域少子化対策重点推進交付金との重複を排除するためのチェック欄です。（「無」が前提となります）
- 7 適宜参考となる資料を添付すること。

福岡県地域少子化対策重点推進事業（国の平成31年度当初予算分）実施計画書（市町村分）個票

市町村名

川崎町

本事業の担当部局名

企画情報課

事業メニュー	結婚新生活支援		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	3-(1)(2) 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援		
個別事業名	川崎町結婚新生活支援事業	新規／継続 (一般財源での 実施も含む)	継続
実施期間	交付決定日 ～ 平成32年3月31日		
所要見込額 ※ (注) 1	2,400 千円 補助率: 1/2 (交付金所要額: 1,200 千円)		
各区分における取組の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注) 2	川崎町総合戦略においては、川崎町における若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりを基本的な目標とし、「魅力ある教育環境の構築」と「若い世代における生活支援の強化」を基本戦略としている。また、施策の内容として ①結婚に向けた環境整備 ②子育て環境の整備の取組を行うこととしている。 本事業については、上記取組の①に位置づけられる。		
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※(注) 3 国費を活用した事業開始年度: 平成28年 1 住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援 川崎町結婚新生活支援事業 所要見込額 2,400千円 新規に婚姻した世帯（夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯の所得が340万円未満の世帯に限る。）の婚姻に伴う新規の住宅取得又は賃貸に係る経費に対する支援を行う。 【積算根拠】 61件（平成29年度町内婚姻件数）× 76.1%（平成29年人口動態統計における平成29年に結婚生活に入った夫婦共に34歳以下の世帯割合）× 61.4%（平成29年国民生活基礎調査における平成29年世帯主の年齢別、世帯所得の割合で34歳以下の世帯のうち、世帯収入が550万円以下[所得換算約340万円]の世帯割合）＝約29件 ※ただし、予算の制約上、8件の支給世帯を見込む。 8件（支給見込世帯数）× 30万円（補助上限額）× 1/2（補助率）＝1,200千円 2 引越費用に係る支援 川崎町結婚新生活支援事業 所要見込額 2,400千円（再掲） 新規に婚姻した世帯（夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下かつ世帯の所得が340万円未満の世帯に限る。）の婚姻に伴う引越しに係る経費（引越し業者又は運送業者に対し支払うものに限る。）に対する支援を行う。 ※前年度の事業状況をふまえてより効果が高まるよう、不動産・引越業者・結婚応援団体等に対し協力等を依頼する等、広報活動の強化を行う。		
	・個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注) 4	・支給世帯実績/支給見込世帯数の割合: 100% ・結婚新生活支援事業に関するアンケート(婚姻届提出時)における「本事業の認知度」: 75% ・結婚新生活支援事業に関するアンケート(補助金申請時)における「地域に応援されていると感じた世帯の割合」: 75% <参考指標> 平成30年度における広報の取組(町HPアクセス数: 約450、チラシ配布数: 37枚、広報紙掲載回数: 2回)	
	・都道府県との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注) 5	福岡県出合い・結婚応援事業のイベント開催時に広報活動を行う	

・民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※（注）6	結婚応援団体やイベント企画会社に対し、チラシの配架や情報発信の協力をお願いし、対象者に広く周知してもらう
・男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項 ※（注）7	※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 (関係部局等) (配慮すること)
・委託契約の有無及び契約方式 ※（注）8	※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 □有(以下の①～③から該当するものを選択してください) □無 ----- □①企画提案方式(プロポーザル方式、コンペ方式等) □②競争入札方式 □③随意契約[事業の内容:] (①を除く) [随契の理由:]
・システム等導入に係る管財部局の確認 ※（注）9	※優良事例の横展開支援事業を実施する場合、記載してください。 該当する取組の有無: □有 (取組名:) □無 □有の場合の担当部局:

(注)

1「所要見込額」には、本交付金の対象経費支出予定額を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。併せて、「交付金所要額」には「所要見込額」に補助率を乗じた額(千円未満切り捨て)を記入すること。

2「各区分における取組の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、区分(①結婚に対する取組、②結婚・妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組、③結婚新生活支援事業)ごとに、既存事業や他省庁補助金等事業なども含め、全体としてどのような取組を行うか、その中で、本個別事業がどのような位置付けにあるのか、どのように他事業との取組連携しているのかを記載すること。

3「個別事業の内容」には、個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。

4「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、本個別事業の各区分における取組全体像における位置付けを踏まえ、どのような考え方のもとどのくらいの効果が見込めるのか、それを測るためにどのようなKPI及び定量的成果目標を決定したか、達成予定時期を含め記載すること。また、各市町村は、個別事業ごとに効果検証を実施し、都道府県にその詳細な結果を都道府県が別に定める日までに報告すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

(過去に設定したKPIも別紙に記載すること。)

5「都道府県との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を都道府県と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

6「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。

7「男女共同参画部局など関係部局等との連携・配慮事項」には、特定の価値観の押し付けとならないようにする観点から、計画策定に当たり連携した関連部局等及び事業の実施に当たり連携する関係部局等並びに事業の実施に当たり配慮することを具体的に記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。

8「委託契約の有無及び契約方式」には、取組中の委託契約の有無及び有の場合には予定している契約方式を記載すること。また、競争性のない随意契約による契約を予定している場合は、事業の内容及び随意契約とする理由を記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。

9「システム等導入に係る管財部局の確認」には、マッチングシステム、アプリの構築等のシステムに関する取組の有無及び有の場合には、事業の内容及び確認を行った部局名を記載すること(優良事例の横展開支援事業を実施する場合)。